

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第5回）議事概要

1 日時

平成21年11月17日（火）午前10時から午後零時15分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

村瀬均（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，小川正持刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 裁判員裁判の実施状況について

小川刑事局長から，資料2 - 1ないし2 - 4に基づき，平成21年5月21日から同年9月末日までの裁判員裁判の実施状況について，概要を報告するとともに，サンプル数は少ないものの，次の特徴がうかがわれること等の報告がされた。

幅広い層の国民が参加していること

裁判員は充実感をもって職務に従事していること

柔軟かつ前倒しに辞退が認められていること

選任手続期日への裁判員候補者の出席率が極めて高いこと

わかりやすい審理が行われていること

評議では，話しやすい雰囲気の中で十分な議論が行われていること

（小野委員）

辞退が認められた候補者数や時期，辞退事由別の内訳は分かるのか。

(小川局長)

資料2 - 2の表5のとおり，辞退事由別，手続段階別の内訳も含め，把握しており，お示ししている。

(梶井委員)

資料2 - 2の表6に「理由なし不選任」の項目があるが，理由を示さない不選任の請求をしたのが検察官か被告人かは把握しているか。

(小川刑事局長)

把握していない。

(内田委員)

アンケートの自由記載欄への回答を読むと，回答者の心境や現場の雰囲気伝わってきて興味深い。自由回答欄への回答には建設的な提案もあるので，活用できるものは活用すべきであろう。

(酒巻委員)

アンケート結果がある程度集積されれば，裁判員裁判を担当する裁判官も，所属の地方裁判所で収集したアンケートの自由記載欄の回答を見て，運用改善に活用できるのではないか。

(小野委員)

回答者は，いつアンケートに回答しているのか。

(村瀬オブザーバー)

裁判員及び補充裁判員は，最終評議終了後から判決宣告前までの間に回答し，裁判員候補者は，選任手続の待ち時間に回答することが多いようである。

(椎橋座長)

アンケートの回答を読むと，法曹三者の努力により丁寧な審理が行われている様子が浮かび上がってくる。同じ質問の繰り返しが多いなどの回答も見られるが，審理の丁寧さを反映したものと見ることもできる。

(2) 裁判員等に対するアンケート結果の分析方法について

小川刑事局長から、資料3に基づき、平成22年3月末までに取りまとめる予定の最終報告書におけるアンケート結果の分析方法について、事務局案の説明がされた。

【クロス集計の視点について】

(今田委員)

クロス集計すべき項目としては、事務局案で十分だと思う。

また、私のような研究の分野で実施する調査では、一般的に、属性を含め、網羅的にクロス集計を行い、項目相互の相関関係から因果関係まで踏み込んで分析することが多いが、最高裁が実施する本調査では、クロス集計の結果から因果関係などの評価や分析までする必要があるのか疑問を感じている。

(酒巻委員)

最終報告書では、クロス集計のデータを示せば足り、更に踏み込んで評価や分析まで行う必要はないと思う。

(今田委員)

私も同感である。

(龍岡委員)

クロス集計の結果については、事務局は何もコメントを付さないのか。

(小川刑事局長)

クロス集計の結果を分類・整理する際に、何らかの相関関係が認められれば、その旨のコメントを加えることは考えられる。

(藤田委員)

クロス集計について、事務局として、それ相応の分析は加えるのだろうか。

(菅野審議官)

事務局がクロス集計の結果につき断定的な評価を示すのは、適当ではないと思われる。この懇談会で御意見をいただくのは当然として、むしろ外部の

方々で分析，評価をしていただくことになるのではないか。

(内田委員)

クロス集計では，各項目間の相関関係は示されるが，それを超えて厳密な因果関係を導くことまでは困難であり，各項目の厳密な因果関係を判定するためには，更に高度な統計分析が必要になる。したがって，最終報告書では，クロス集計の結果をできる限りニュートラルに記述した方がよいだろう。

【自由記載欄への回答の分類について】

(小野委員)

事務局案では，分類項目ごとに「肯定的な意見・否定的な意見・その他」といった内容別に分類・整理することとされているが，必ずしも肯定的又は否定的のいずれかに分類・整理できない回答もあるから，分類・整理の表現ぶりは工夫した方がよい。

(内田委員)

自由記載欄への回答を読むと，「建設的な提案」として分類・整理できるものもある。

(榊井委員)

今後は，鑑定が実施される等，難しい問題を含む事件も審理されるだろうし，当事者の訴訟活動の在り方等の問題も生じる可能性があるので，自由記載欄の回答をそのような問題点ごとに分類・整理することも考えられる。

(小野委員)

当事者の訴訟活動の在り方は，今後重要な課題となってくるので，各々の問題点に応じて，自由記載欄への回答を多数出してほしい。

(小川刑事局長)

自由記載欄の回答数は，今後，膨大な量に上るだろうから，個別具体的な問題点をこと細かく分類・整理することは，現実問題として限界があると思われる。

(酒巻委員)

自由記載欄の回答に関するデータは、今後何らかの形で、検察庁や弁護士会にも情報提供され、当事者の運用改善の材料としても利用できると思われるので、最終報告書における分類項目は事務局案のとおりでよく、情報提供を受けた当事者において、活用の在り方を工夫すればよいのではないかと。

(龍岡委員)

今後アンケート結果が集積され、自由記載欄の回答に一定の傾向が認められるようになれば、一定の傾向が認められるものを独立の設問とすることも考えられるのではないかと。

(椎橋座長)

経年変化を読み取るためにも、基本的に設問は変更すべきでないだろうが、自由記載欄の回答に想定外のものが多く出てくるようならば、新たな分類項目を設けて分類・整理し、更に必要が生じてくれば、将来的に設問を追加することも検討されるのではないかと。

本日の議論をまとめると、裁判員等に対するアンケート結果の分析方法については、大筋として事務局案のとおりでよく、自由記載欄の回答については、運用上の課題が浮き彫りになるような分類・整理を更に検討しながら、事務局において、最終報告書の作成作業を進めていただくことということでよろしいかと。

(異論なく了承された。)

(3) 裁判員法 103 条による実施状況の公表項目案について

小川刑事局長から、資料 4 - 1 及び 4 - 2 に基づき、裁判員法 103 条に基づく裁判員法の実施状況に関する資料の公表(以下「103 条公表」という。)における公表項目について、事務局案の説明がされた。

(藤田委員)

ただ今の事務局の説明では、各庁別の辞退許可率を示すとのことであるが、

辞退を許可するかどうかについては、様々な要素が考慮されるのであって、結果として辞退が認められた率のみでその適否を判断できるわけではない。各庁ごとの辞退許可率の数値のみが取り上げられると、ある庁では辞退が認められやすく、ある庁では辞退が認められにくいといった、無用な誤解を招くおそれがあると思われる。

(内田委員)

ただ今の事務局の説明では、その他の統計データについても各庁別で示すとのことなので、辞退許可率のみ各庁別がないのは違和感がある。各庁別の統計データを示せば、地域ごとの特性も把握できるので、有益であろう。

(菅野審議官)

藤田委員が指摘された懸念については、当面は母数が少ないということもあり、無用な誤解を招くことのないよう、構成等をどのようにするかなど、取りまとめの際に工夫したい。

(小野委員)

保釈に関する統計データは示さないのか。

(小川刑事局長)

保釈に関する統計データは把握しているが、これを103条公表の中で示すのが適当かどうかについては、御議論いただきたい。

(酒巻委員)

保釈も含め、裁判員制度に関連する統計データは多岐にわたるが、103条の趣旨に照らすと、これらの統計データのうち、103条公表においては、裁判員裁判の核心的な部分に関する統計データのみを示すべきだろう。また、保釈に関する統計データは別途公表されているので、その観点からも、あえて103条公表に含める必要はないように思われる。

(椎橋座長)

本日の議論をまとめると、103条公表における公表項目案について、事

事務局案のとおりでよく、今後は、事務局において、本日の議論を踏まえ、より具体的な公表イメージを確定する作業を進めていただくということによる。なお、裁判員裁判実施初年度は実施件数も少ないので、公表する統計データについて誤解を受けないよう、必要に応じコメントを付ける必要がある。

(異論なく了承された。)

(4) 裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価を把握するための調査について

小川刑事局長から、資料5に基づき、裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価を把握するための調査(以下「意識調査」という。)の実施時期、方法、調査項目について、次のとおり、事務局案の説明がされた。

「裁判員制度開始前の刑事裁判への印象」、「裁判員制度の実施により期待するもの」及び「裁判員制度実施後の刑事裁判への印象」という調査項目(資料5の2(3),(4),(5)。以下「本件期待調査項目」という。)が調査の核心となること

本件期待調査項目においては、「公正中立」、「信頼できる」、「裁判所や司法が身近である」、「裁判の結果(判断)が納得できる」、「国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている」、「事件の真相が解明されている」、「裁判の手続や内容がわかりやすい」、「迅速な手続がなされている」、「国民は刑事裁判や司法をはじめとする公の事柄に対する関心が高く、自分の問題として考えている」といった設問項目について、それぞれ「そう思う」、「そう思わない」、「どちらでもない」、「わからない」の4つの選択肢から選ぶ形式で国民の意識を問うこと

【選択肢の在り方について】

(酒巻委員)

ただ今の事務局の説明では、各設問において「わからない」という選択肢

を設けることを考えているとのことであるが、どのような意味があるのか。

(今田委員)

AかBか「どちらともいえない」という回答ならば、AとBの間という回答として扱えるが、「わからない」という回答は、統計処理上は無回答と同じであるから、「わからない」という選択肢は設けない方がよい。

(内田委員)

私も、「わからない」という選択肢は設けない方がよいと思う。むしろ、「どちらともいえない」という中間的な選択肢を設けた上、AかBのどちらかではあるが極端な回答を好まない回答者もいるので、「ややAである」、「ややBである」という選択肢も設ける「5件法」を用いるとよい。

【調査項目に公的な事柄に関する態度を加えること等について】

(今田委員)

事務局案の調査項目には異論がないが、更に、公的な事柄や制度に対する国民の態度等の変化を検証する調査項目があってもよいと思う。具体的には、「刑事裁判など公的な事柄に対する態度としてあなたの考えとしては、公的な事柄は国や専門家に任せておけばよい、公的な事柄には国民が自主的に関与すべきである、のいずれか」といった質問が考えられる。こうした質問により、裁判員制度の導入を契機として、からへの意識の変化が生じているかを検証してはどうかと考えている。

(内田委員)

今田委員の御提案に賛成である。、について、5件法で選択肢を設けてはどうか。

(酒巻委員)

私も、今田委員の御提案に賛成である。

(藤田委員)

今田委員の御提案はよいと思う。

ところで、事務局の説明では、本件期待調査項目の具体的な設問項目の一つとして、公の事柄に対する国民の関心の高まりの状況を尋ねることが検討されているとのことであるが、刑事司法に対する国民の関心と、公の事柄一般に対する国民の関心とでは多少次元が異なるとも考えられるので、その点について頭の整理をしておきたい。

(龍岡委員)

裁判員制度の運用を議論する本懇談会の目的からすると、調査対象は、社会の安全や防犯に対する態度等、刑事裁判に引き寄せたものになるだろうか。

(榊井委員)

そうであれば、事務局が示した上記設問項目は、刑事裁判や司法に対する関心の高まりに限定した上で、その後、今田委員の御提案を踏まえて、公的な事柄に対する国民の態度に関する設問項目を加えてみるか。

(今田委員)

事務局が示した上記設問項目は、国民一般の評価を把握するためのものであるのに対し、私が提案した調査項目は、回答者自身の態度を把握するためのものであり、両者は趣旨が異なっている。

(山崎事務総長)

先ほどの藤田委員の御指摘については、公の事柄に対する国民の関心が高まり自分の問題として考えるようになることが、裁判員制度導入の効果の一つに挙げる意見があるので、事務局としては、本件期待調査項目に上記設問項目を加えておくのがよいと考えたものである。

(菅野審議官)

たしかに、事務局が示した上記設問項目は、裁判員制度の導入により国民一般の意識として、公の事柄に対する関心がどのように変化しているかを調査するために設けたものであって、回答者自身の態度を把握するためのものではない。また、本件期待調査項目では、別途「裁判所や司法が身近になる

こと」についても具体的な設問項目として挙げることを検討しているので、事務局案の上記設問項目を、刑事裁判や司法に対する関心の高まりのみに限定すると、これと重複してしまうのではないか。

(内田委員)

事務局が示した上記設問項目の表現は、公の事柄に対する関心の高さと、公の事柄を自分の問題として考えているかという2つの問題を同一の設問で問うているように読め、正確な回答結果が得られない可能性がある。「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている」といった形で趣旨を明確にすべきではないか。

また、今田委員が提案された調査項目は、本件期待調査項目に係る設問群と連続性を持たせるため、これらの設問群の次に置くべきか。

(今田委員)

私の提案した調査項目は、本件期待調査項目に係る設問と混同されないよう、調査項目の最後に加えていただいた方がよい。そうすることで、回答者が、裁判員制度について学習した後、それを踏まえて、自身の公的な事柄に対する態度について回答することが期待できる。

(菅野審議官)

様々な御意見をいただきありがたく思っているが、各委員の御意見は、5件法で選択肢を設けること、事務局案の本件期待調査項目の中に設問項目として公の事柄に対する国民の関心の高まりを挙げること、別の調査項目として回答者自身の公的な事柄に対する態度を加えることについては、異論がないと思われる。

もっとも、今田委員御指摘の回答者自身の公的な事柄に対する態度に関する設問においても5件法を採用するとすれば、国や専門家に任せておけばよい、国民が自主的に関与すべきである、という2つの項目は表裏の関係にあるので、これらを一体化するなど整理した上で質問すべきではないかと

思われる。この点については、本日の御議論を踏まえて、事務局において、提案者である今田委員及び座長と協議の上、表現ぶりを詰めさせていただきたい。

(椎橋座長)

各委員の御意見については、先ほど菅野審議官が述べられたとおりだと思う。また、回答者自身の公的な事柄に対する態度に関する調査項目の表現ぶりについては、事務局と今田委員及び私とで協議し確定することでよろしいか。

(異論なく了承された。)

(5) 平成 22 年裁判員候補者名簿記載通知及びコールセンターの設置状況について

小川刑事局長から、資料 6 に基づき、平成 22 年用の裁判員候補者名簿記載通知の発送状況及び裁判員候補者専用コールセンターの設置、運用状況についての報告がされた。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第 6 回 平成 22 年 2 月 9 日 (火) 午後 1 時 15 分から

(以 上)